

9

ひろがれ 人権ネットワーク

人権啓発紙

隣保館だより

ホームページURL
<https://www.city.miki.lg.jp/site/sou-gourinpokan/>



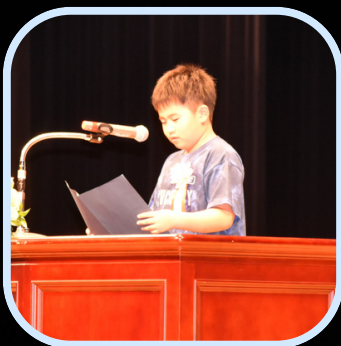
2025
Vol.529

9月は障害者雇用支援月間、知的障害者福祉月間、
発達障害福祉月間です

令和7年度「市民じんけんの集い」開催される

8月16日（土）、三木市文化会館で「市民じんけんの集い」が開催され、第1部で「差別をなくする輪をひろげよう」市民運動ポスター、標語、作文の各部優秀賞受賞者への表彰式が行われました。そして、作文の部優秀賞受賞者4名が堂々と自身の作文を朗読しました。

第2部ではDialogue for People副代表／フォトジャーナリストの安田菜津紀さんが、中東の紛争地や東日本大震災の被災地で撮影した写真とともに現地の人々との交流やエピソードなどを紹介し、紛争地や被災地における知られざる現状やそこで生きる人々の声を参加者の心に届けました。



【次ページ】

■ 人権の小窓(280)

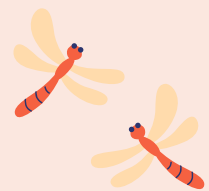
「インターネット社会での人権教育・啓発を考える」

(一社) 部落解放・人権研究所研究員 北川 真児

【裏面】

■ 9月隣保館カレンダー

■ 人権フォーラムのご案内



インターネット社会での人権教育・啓発を考える

(一社) 部落解放・人権研究所 研究員 北川 真児

「現在もなお部落差別が存在する」ことが明記された***部落差別解消推進法（以下、推進法）**の施行からもうすぐ10年を迎えようとしています。しかしながら、多くの人が日常生活の中で部落差別を感じることはほとんどないのではないのでしょうか？その証拠に、部落問題をテーマにした研修会や学習会の場でも「部落差別ってまだあるの？」「同和問題ってもう解決したんじゃないの？」という声がよく聞かれます。

推進法の立法事実となったインターネット上の部落差別の深刻さについては現在多くの人に共有されていると思いますが、部落差別事象の多くが現実社会からネット社会へ移行していったことも、差別にリアリティを感じない人を増やしていることに大きく関わっているのではないかと考えています。

また、2002年の同和对策事業法の失効からすでに20年以上が経過していますが、法失効後の人権・同和教育の変化や後退もまた、市民意識に大きな影響を与えてきました。人権教育や同和教育がさかんにおこなわれていた頃は、「差別はしてはいけない」という共通認識があったはずですが、しかし、そうした社会の共通認識の底は抜け、確信的に差別を振りまく人たちが政治の場面にも登場してきています。こういった現象に大きな影響を与えているのが匿名性や拡散性を持ったSNSに代表されるネット空間であるということ、ネットでは差別がより先鋭化し、扇動化するものであることを、子どもたちに丁寧に伝えていくことがこれからの人権教育・啓発には求められます。

差別をなくすための力として

2000年代初頭を思い返すと、人権・同和教育関連の研修会などで「インターネット上の有害情報から子どもたちをどう守るのか？」という議論がよくされていました。しかし、もうこの考えでは太刀打ちできません。私たちの世代は、生活の中でインターネットというツールを獲得してきましたが、今の子どもたちは生まれたときから当たり前前にネット環境にあります。インターネットのない社会はもうありえません。まず変えなければいけないのは、私たちおとなの発想です。現状ではネットは差別を強化するツールとして機能していますが、今後は差別をなくすための大きな力としてネットを活用していくことが重要です。2019年に全国から1万人を抽出するかたちで実施された法務省の「インターネット上の部落差別の実態に係る調査」で「部落差別」「同和問題」に関するウェブサイトの閲覧経験を問うたところ、41.6パ

筆者紹介



北川真児（きたがわ しんじ）

1973年尼崎市生まれ。

1992年から部落解放運動に参画。

2004年から部落解放同盟兵庫県連合会の専従となり、教育文化、生活労働などを担当。

2008年から（一社）部落解放・人権研究所研究員。2020年から関西学院大学非常勤講師。



*部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）2016年12月公布・施行

部落差別のない社会の実現を目的として、差別解消を推進するために「すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という基本理念、国と地方公共団体の責務などを明記した法律のこと。

全6条からなり「部落差別」の名称を冠した初めての法律。

差別はなくなさなければならないという基本的な考え方を示した理念法であり、部落差別の禁止規定や差別被害の救済規定、差別への罰則規定などはない。



一セントの人が「ある」と答えていますが、その一方で「**ネット上の部落問題の啓発情報を見たことがない**」という回答が80パーセントにも達しています。これはネット上の差別的・悪意ある情報を目にする人は大勢いるけれども、正しい情報はほとんど届いていないことを意味しています。たしかに行政機関のホームページなどを調べてみても、法務省のリンクや推進法の条文がPDFで貼られていたりしているだけのところがまだまだ多いのが現状です。子どもたちは私たちの知らないところで、部落問題に関する悪質な投稿や動画に確実に触れています。今後は子どもたちが見たい・学びたいと思うような情報発信や動画などのコンテンツを増やしていくことが必要です。

ネットリテラシーと人権教育

そして何よりも重要なのが、ネットリテラシーと呼ばれるネット情報の真偽を見極める力を子どもたちにどう付けていくのかということです。単なるネット対策だけではその力は育れません。たとえば、去年の能登半島沖地震の時にも「朝鮮人が井戸に毒を放っている」という悪質な投稿がいくつかのSNSで散見されました。また、この間の災害時には必ずと言っていいほど「被災地に外国人窃盗団が出没している」というデマが流されます。

子どもたちが授業の中で「関東大震災でそういったデマによってたくさんの朝鮮人が殺された」という、この国が持つ悲しい歴史と反省すべき教訓を学んでいけば、デマかどうかを見抜くことは難しくありません。やはり、これまでどおりの人権教育も絶対に必要なのです。インターネット上の差別については、**①被害規模・範囲が桁違いに大きいこと②被害を受けた状態が長時間持続すること③落書きや投書といった差別事件とは質的に異なること④第三者の差別意識を活性化させてしまうことを、人権教育の中で繰り返し伝えていくことが重要なのです。**

法律で差別を規制する

海外を見ると、フランスには**ヘイト投稿規制法**が2019年に成立しています。この法律では差別的投稿を発見して24時間以内に削除しなかった場合、FacebookやGoogleなどのプラットフォーマーに最大で125万ユーロ（日本円で2億1500万円）の罰金が科せられます。またドイツでは2017年に**SNS対策法**が成立しており、同じく定められた期間内に投稿を削除しなかった場合はSNS事業責任者に最高500万ユーロ（約8億6000万円）、企業には5000万ユーロ（約86億円）が科せられます。

部落差別について、名誉毀損や侮辱罪でしか罰することができない現在の日本の法体系の現状を考えると、差別対策に関する世界の常識と日本の常識があまりにもかけ離れていることを悲しく思いますが、日本でも遅々とした歩みながら確実に前進しています。

今年、4月1日から**情報流通プラットフォーム対処法**が施行されました。本法では、大手プラットフォーム事業者に対して、権利侵害投稿などの削除基準を明示することや、削除要請者に対して7日以内に削除するかどうかを回答することなどを義務とすることが明記されました。これらの義務を怠れば、事業者は最大で1億円の罰金を支払わなければなりません。また、去年の知事選以降、SNS上の誹謗中傷が大きな社会問題となった**兵庫県でも、「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」**の今年度中の制定に向けて動いています。

このように法整備が整っていくことは歓迎すべきことですが、日々インターネットを利用する私たち一人ひとりの人権意識の向上も求められています。誰にでもあたりまえに人権があり、それは守られなければならないということを忘れず、これからも人権教育・啓発に取り組んでいきましょう。



令和7年
2025年

9

月

隣保館カレンダー

September

日

月

火

水

木

金

土

	1 防災の日	2 経営・職業相談 10:00～	3	4	5 経営・職業相談 10:00～ 人権相談 (緑が丘町公民館) 13:00～	6
7	8 エアロビクス講座 14:30～ 国際識字デー	9 経営・職業相談 10:00～	10 世界自殺予防デー 知的障害者愛護デー	11	12 経営・職業相談 10:00～	13
14	15 敬老の日	16 経営・職業相談 10:00～	17	18 人権相談 (三木市役所) 13:00～	19 経営・職業相談 10:00～	20 書を楽しむさくら教室 13:00～ 茶道教室 13:00～
21 国際平和デー	22 茶道教室 9:00～ エアロビクス講座 14:30～	23 秋分の日 両性愛を祝う日	24	25	26 経営・職業相談 10:00～	27 兵庫県人権教育研究大会 中央大会 (豊岡市)
28	29	30 経営・職業相談 10:00～				

ご案内

令和7 (2025) 年度 人権フォーラム～わたしのひとこと～

10/21 (火) 午後7時～午後8時15分 (三木市立総合隣保館)	10/24(金) 午後7時～午後8時15分 (吉川町公民館)	10/28 (火) 午後7時～午後8時15分 (三木市立総合隣保館)
作文朗読「人とのちがい」 自由が丘東小学校5年 白根カイト 遥翔さん	作文朗読「ぼくのこと」 口吉川小学校4年 高橋 和馬さん	作文朗読 (予定)
作文朗読「お母さん、大好き」 自由が丘東小学校PTA 渡邊 令奈さん	発表「障がいと私」 三木市職員 白髭 義之さん	発表「『ろうあ者が岩登りはダメ』という差別」 三木市立中央図書館 永徳 市朗さん
発表「認知症介護に思う 悩ましき異性介助 バスタオル1枚の配慮を」 みどりほっとクラブ 堤 憲昭さん	発表「ミャンマーと日本の違いについて感じたこと」 看護補助者 ミャンマー出身 ネ チ カイさん	発表「ペルーから来て、『ちがう』と感じたわたしのストーリー」 日本語学校留学生 ペルー出身 ルイス・エバさん
発表「あすなろ学級 別所中学校の取組」 別所中学校教諭 山田 里美さん	発表「つなぐ いのち」 みきジュニア防災クラブ代表 日本防災士機構 防災士 又吉 健二さん	発表「子どもと地域をつなぐまちづくり」 NPO法人ほっぺ理事長 大森 奈津子さん

「人権フォーラム」は、身近な市民の方々に人権に関するさまざまな経験や想いを発表していただくことで人権問題への認識を深め合うことを目的に開催します。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

＊駐車場は台数に限りがあります。できるだけ乗り合わせでお越しください。

＊発表者・テーマ等は予定であり、当日変更の可能性あります。

問い合わせ先：人権推進課 (☎ 0794-82-8388)

人権啓発紙「隣保館だより」9月号

令和7年9月1日発行

三木市市民生活部人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田823

三木市立総合隣保館

TEL 0794-82-8388 FAX0794-82-8658

E-mail:jinken@city.miki.lg.jp